東京都千代田区神田錦町1丁目8番地 新生紙パルプ商事株式会社 取締役社長 加藤 康次郎

第161回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第161回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和3年6月17日(木曜日)午後5時15分までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬具

=	_
=	_
	_
	ш

1. 🖯	時	令和3年6月18日(金曜日)午前10時 (受付開始午前9時30分)
2. 場	所	東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル ベルサール神田 3階 会議室
3. 目	的事項	報告事項 1.第161期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件2.第161期(自令和2年4月1日至令和3年3月31日)計算書類の内容報告の件決議事項 第1号議案 自己株式取得の件第2号議案 取締役8名選任の件第3号議案 監査役2名選任の件第3号議案 監査役2名選任の件第3号議案 監査役2名選任の件第4号議案 補欠監査役1名選任の件第6号議案 取締役の報酬限度額改定の件

以上

[◎]当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出お願い申し上げます。

^{◎ 「}連結注記表」及び「個別注記表」は、当社定款第15条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト(https://www.sppcl.co.jp)に掲載しております。

[◎]株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(上記と同じ)に掲載させていただきます。

事業報告

(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 営業の概況

(1)企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染 拡大に伴い二度発出された緊急事態宣言により、経済活動が大きく制 約され、サービス業を中心に個人消費が大きく落ち込み、インバウン ド需要の消失の影響も受け、景気は大きく後退しました。年度後半に は、各種経済政策や海外経済の改善により、持ち直しの動きが見られ ましたが、年度末に向けて感染が再拡大し、先行きは極めて不透明な 状況となっております。

世界経済は、長期化している米中貿易摩擦及び感染拡大の影響を受 け、マイナス成長となりました。いち早く感染が収束した中国に景気 回復が見られ、コロナ禍での経済対策及び家計の住宅投資や企業のIT 投資などの適応需要が米国の景気回復を牽引していますが、感染が再 拡大している地域やワクチンの普及に地域差があるなど、依然として 新型コロナウイルスの感染状況は収束に至っておりません。

この間、当社グループの関連する紙・板紙の国内出荷は構造的な需 要減に加え、コロナ禍の影響により大きく減少しました。特に、新聞 用紙・印刷情報用紙に代表されるグラフィック用紙の需要は大幅に減 少しました。また、パッケージ関連分野は、巣ごもり需要により生活 関連の需要は底堅く推移したものの、インバウンド需要と個人消費の 落ち込みを補えませんでした。

このような状況下、国内製紙各社は、需要構造の変化に対応し、国内 事業の構造転換を進めるとともに、海外市場でも堅調に推移するパッ ケージ関連分野への投資やエネルギー事業・新素材事業などの新分野 への取り組みを強化しています。

紙パ関連業界を品種別にみますと、印刷・情報用紙は社会活動の制 約により、広告宣伝用途の需要が急激に落ち込み、塗工印刷用紙を中 心に大幅に減少しました。包装用紙は、外食需要の低迷による重包装 向けの不振や、省包装・他素材へのシフト等の包装形態の変化により、 減少しました。板紙は、家庭向けの食品・通販用途は底堅く推移しま したが、訪日外国人向けの需要や個人消費の低迷により、減少しまし た。また化成品は、家庭向け食品用途は増加しましたが、業務用やコ ンビニ向け用途が落ち込み、減少しました。

当社グループにおきましては、印刷用紙・特殊紙・情報用紙・パッケ ージ・化成品の5分野の連携を強化し、需要構造の変化に対応すべく、 企業価値の向上と各事業分野の効率化に取り組みました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高230,406百万円(前期比 10.2%減)、経常利益4.846百万円(同8.5%減)、親会社株主に帰属す る当期純利益は3,275百万円(同9.9%減)となりました。

当社グループの事業別の状況は次のとおりであります。

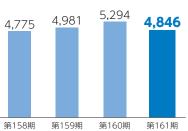
売上高

(単位:百万円)



経営利益

(単位:百万円)



(30年3月期)(31年3月期)(2年3月期)(3年3月期)

親会社株主に帰属する当期純利益(単位:百万円)



■ 紙・板紙・化成品等卸売関連事業

売上高 223,480百万円(前期比10.7%減) 営業利益 2,893百万円(前期比17.1%減)

紙・板紙・化成品等卸売関連事業におきましては、紙は社会活動の制約による広告宣伝用途の落ち込みにより、大幅に減少しました。 板紙は経済活動の停滞とインバウンド消費の落ち込みにより需要が低迷し、減少しました。 化成品は新型コロナウイルス感染防止の自粛要請により、家庭向け食品用途は堅調だったものの、業務用・行楽用の食品向けの落ち込みに加え、原油価格下落による販売価格への影響もあり、減少しました。

この結果、紙・板紙・化成品等卸売関連事業 の売上高は223,480百万円、営業利益は2,893 百万円に減少しました。





■紙加工等関連事業

売上高 4.606百万円(前期比12.7%増) 営業損失 10百万円

紙加工等関連事業におきましては、段ボール製造子会社が10月より新工場を稼働したことにより、売上高が増加しました。また、固定費等の削減により利益確保に努めました。

この結果、紙加工等関連事業の売上高は 4,606百万円、営業損失は10百万円となりま した。







■ 不動産賃貸関連事業

売上高 2,290百万円(前期比0.6%増)

不動産賃貸関連事業におきましては、賃貸不動産の維持管理に努めた結果、売上高は増加しましたが、修繕費等の増加により営業利益は減少しました。

この結果、不動産賃貸関連事業の売上高は 2,290百万円、営業利益は1,290百万円となり ました。

営業利益 1,290百万円(前期比6.6%減)





(単位:百万円)

1,381 **1,290**

(2) 当社の営業の成果並びに対処すべき課題

当期における当社の売上高は223,001百万円(前期比10.7%減)、この内、商品売上高は220,389百万円(同10.8%減)となりました。

利益面につきましては、あらゆる経費の削減に取り組みましたが、経常利益は4,615百万円(同11.6%減)となりました。当期純利益は、関係会社に関する特別損失を計上したことなどにより、前期比17.2%減の2,980百万円となりました。

当期における当社の部門別の営業の状況は次のとおりであります。

紙部門

売上高 121,228百万円(前期比14.5%減)

紙の需要は、新型コロナウイルス感染拡大による社会活動の制約により、チラシ・カタログ用途の印刷用紙を中心に大きく減少しました。その結果、売上数量は974千トン(前期比15.6%減)となり、売上高は121,228百万円(同14.5%減)となりました。

■ 板紙部門

売上高 44,372百万円(前期比5.5%減)

段ボール原紙は、外出自粛に伴う個人向けの需要が増加したものの、青果物・飲料や業務用食品向けが減少しました。白板紙は、移動制約による土産物や贈答品の減少とインバウンド需要の消失により、減少しました。

その結果、売上数量は496千トン(前期比3.2%減)となり、売上高は44,372百万円(同5.5%減)となりました。

化成品部門

売上高 41,529百万円(前期比5.9%減)

家庭向け食品用途の増加があったものの、業務用・コンビニ向けの減少と原油価格下落を受けた 販売価格の低下により、売上高は41,529百万円(前期比5.9%減)となりました。

パルプ他部門

売上高 10,116百万円(前期比2.0%減)

古紙・パルプ及び合成紙の減少により、売上高は10,116百万円(前期比2.0%減)となりました。

■その他部門

売上高 3,143百万円(前期比17.2%減)

板紙製品の減少により、売上高は3.143百万円(前期比17.2%減)となりました。

以上の結果を踏まえて、当社といたしましては、時代の変化に対応し、印刷用紙・特殊紙・情報用紙・パッケージ・化成品の5分野の連携はもとより、成長分野を中心とした事業拡大と生産性向上による収益基盤の強化により、企業価値向上を目指してまいります。

また、事業活動を通じて、環境に配慮した経営を推進し、持続可能な社会の実現に資するよう努力していく所存であります。

なお、令和3年度を初年度とする第6次中期経営計画は、新型コロナウイルス感染拡大により社会経済や事業環境が不透明となり、当社への影響を踏まえた業績見通しを合理的に算定することが難しい環境にあるため、策定を1年延期し、令和4年度開始を目標といたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資総額は1,305百万円であり、その主なものは紙加工等関連事業 用資産の取得811百万円であります。

(4)資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金調達につきましては、自己資金を充当いたしました。

(5)事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6)他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。

(8)企業集団の財産及び損益の状況の推移

期 別区 分	第158期 平成30年3月期	第159期 平成31年3月期	第160期 令和2年3月期	第161期 令和3年3月期
売上高 (百万円)	264,022	263,186	256,659	230,406
経常利益(百万円)	4,775	4,981	5,294	4,846
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,580	5,017	3,634	3,275
1 株当たり当期純利益	33円90銭	65円90銭	47円74銭	43円03銭
総資産 (百万円)	159,962	160,090	147,492	149,248
純資産 (百万円)	56,991	60,244	60,718	65,566

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。



(9)重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	議決権比率(%)	主要な事業内容
オーピーパーム株式会社	30	99.7	紙加工品販売業
オーピーパック株式会社	12	90.0	フィルム加工販売業
株式会社紙大倉	33	99.7	紙卸売業
株式会社コアパック	90	97.0	段ボール製造・販売業
株式会社興栄	12	81.3	段ボール製造・販売業
新生物流株式会社	72	99.3	倉庫・運送業
山一加工紙株式会社	20	90.7	紙加工品製造・販売業
大倉紙業商事(上海)有限公司	21	100.0	紙卸売業
大倉商貿(上海)有限公司	1,239	100.0	紙卸売業
SHINSEI PULP & PAPER (USA) CORP.	82	100.0	紙卸売業
SHINSEI PULP&PAPER (M) SDN BHD	27	79.5	紙卸売業
SHINSEI PULP&PAPER (THAILAND) CO., LTD.	34	99.9	紙卸売業

⁽注) 1.特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2.株式会社紙大倉は、令和3年4月1日付で協同紙商事株式会社に商号変更しております。

(10)主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は次のとおりであります。

[紙·板紙·化成品等卸売関連事業]

紙・板紙・化成品販売、紙製品販売、倉庫・運送業

[紙加工等関連事業]

フィルム加工、フィルム・段ボール製造販売、紙加工品製造販売

[不動産賃貸関連事業]

不動産賃貸

(11)主要拠点等

当社グループの主要拠点等は次のとおりであります。

① 当社

本社	東京都千代田区神田錦町1丁目8番地
東京本店	東京都千代田区神田錦町1丁目8番地
大阪支店	大阪府大阪市中央区南船場1丁目16番10号
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目9番18号
九州支店	福岡県福岡市博多区店屋町4番12号
札幌支店	北海道札幌市中央区大通西5丁目1番2号
仙台支店	宮城県仙台市若林区卸町2丁目10番1号
富山支店	富山県富山市弥生町1丁目10番11号

② 子会社及び関連会社

オーピーパーム株式会社	東京都千代田区神田錦町1丁目8番地
オーピーパック株式会社	大阪府摂津市鳥飼八防1丁目14番1号
株式会社紙大倉	東京都千代田区神田司町2丁目21番
極東高分子株式会社	北海道小樽市銭函2丁目56番1号
株式会社コアパック	愛知県春日井市如意申町6丁目16番地3号
株式会社興栄	神奈川県横浜市港北区新羽町884番地
新生物流株式会社	東京都足立区入谷6丁目2番3号
株式会社大文字洋紙店	東京都中央区日本橋小舟町8番4号
山一加工紙株式会社	静岡県沼津市一本松122番2号
大倉紙業商事(上海)有限公司	中国上海市仙霞路88号太陽広場東塔508
大倉商貿(上海)有限公司	中国上海市仙霞路88号太陽広場東塔508
SHINSEI PULP & PAPER (USA) CORP.	23332 Hawthorne Blvd. Suite 204, Torrance, CA 90505, USA
SHINSEI PULP&PAPER (M) SDN BHD	8-1,Jalan 1/149D,Bandar Baru Sri Petaling,57000 Kuala Lumpur Malaysia
SHINSEI PULP&PAPER (THAILAND) CO., LTD.	163, Thai Samut Asset Building, Room 2A, Surawongse Road, Suriyawongse, Bangrak, Bangkok 10500, Thailand

(12)従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数(名)	前期末比(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)
男性	602	22増	47.2	18.9
女 性	241	4増	40.8	15.3
合計又は平均	843	26増	45.4	17.9

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数(名)	前期末比(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)
男性	369	10減	46.6	22.4
女 性	191	_	39.9	17.3
合計又は平均	560	10減	44.3	20.7

(13)主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三井住友銀行	1,637
株式会社みずほ銀行	1,466
株式会社三菱UFJ銀行	1,099

2. 会社の株式に関する事項

(1)発行済株式の総数 80,000,000株(自己株式3,885,133株を含む。)

(2)株主数 1,041名(前期末比増減なし)

(3)大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本製紙株式会社	8,605	11.3
北越コーポレーション株式会社	8,530	11.2
特種東海製紙株式会社	3,913	5.1
王子ホールディングス株式会社	3,286	4.3
昭和パックス株式会社	2,613	3.4
株式会社サンエー化研	2,613	3.4
新生紙パルプ商事従業員持株会	2,511	3.3
北越パッケージ株式会社	2,040	2.7
中越パルプ工業株式会社	1,940	2.5
公益財団法人睦育英会	1,300	1.7

⁽注) 1.千株未満は切り捨てて表示しております。

(4) 自己株式の取得、処分及び保有の状況

①取得株式 普通株式 4,137株 取得価額の総額 1,572千円

②処分株式 普通株式 1.420株 処分価額の総額 539千円

③決算期末における保有株式 普通株式 3,885,133株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

^{2.}持株比率については、自己株式(3.885.133株)を控除して算出しております。

4. 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等

(令和3年3月31日現在)

地位	担当及び重要な兼職の状況		氏	名	
代表取締役社長		加	藤	康次	で郎
取締役専務執行役員	営業統括本部長	Ξ	瓶	悦	男
取締役専務執行役員	東京本店長	西	岡	宏	侍
取締役常務執行役員	管理統括本部長	並	JII	貞	行
取締役常務執行役員	東京本店化成品事業部長兼営業統括本部化成品担当	鈴	木	厚	彦
取締役上席執行役員	東京本店パッケージ事業部長兼営業統括本部パッケージ担当	大	木		猛
取締役上席執行役員	東京本店第二ペーパー事業部長兼営業統括本部印刷担当	鳥	羽		登
監査役(常勤)		宫	本	貞	彦
監査役(常勤)		菊	地	\blacksquare	文
監査役	岩田合同法律事務所パートナー弁護士	上	\blacksquare	淳	史
監査役	株式会社サンエー化研常勤監査役	佐	藤	誠	_

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動

就任

 取
 締
 役
 未
 基
 (令和2年6月19日付)

 取
 締
 役
 島
 羽
 登
 (令和2年6月19日付)

 監
 査
 役
 佐
 藤
 誠
 一
 (令和2年6月19日付)

 退任

取 締 役 小 林 侯 隆 (令和2年6月19日付) 執 行 役 員 小 林 侯 隆 (令和2年6月19日付) 監 査 役 飯 崎 充 (令和2年6月19日付)

- 2. 監査役上田淳史氏、佐藤誠一氏は、社外監査役であります。
- 3. 監査役上田淳史氏は、弁護士の資格を有しており、企業法 務に関し豊富な実務経験を有しております。
- 4. 監査役佐藤誠一氏は、プラスチック複合加工製品メーカーにおける長年の経験と営業・総務人事に関する豊富な知見を有しております。

(2)責任限定契約の内容の概要

当社は、社内役員及び社外役員との間で、責任限定契約を締結しておりません。

(3)取締役及び監査役の報酬等の額

①役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別及び対象となる役員の員数

役員区分	対象となる		類別の総額 5円)	報酬等の総額
"汉宗企力	役員の員数(名)	基本報酬	役員退職慰労 引当金繰入額	(百万円)
取締役	8	200	22	222
監査役	3	32	3	36
(うち社外監査役)	(1)	(3)	(0)	(3)
合計	11	233 25		258

- (注) 1.上記には、令和2年6月19日開催の第160回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。 2.取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人部分は含まれておりません。
 - 3.取締役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第146回定時株主総会において年額5億円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該定時株主総会終結後の取締役の員数は23名です。
 - 4.監査役の報酬限度額は、平成12年6月20日開催の第140回定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結後の監査役の員数は4名です。

②役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

a.基本方針

当社は、取締役及び監査役の報酬制度が当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるように、業務執行・経営監督の役割に応じて、それらが適切に発揮されるように定めています。

とりわけ業務執行を担う取締役の報酬は、株主の皆様との価値共有を促進し、企業業績と企業価値の向上に資することを基本方針としています。

b.報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

固定報酬である「基本報酬」及び「役員退職慰労金」で構成しています。

基本報酬は、原則として取締役の役位ごとに定めた基礎額に、会社の業績・業界動向等を総合的に勘案して決定いたします。

また、役員退職慰労金は、原則として役位及び在任期間に応じて決定いたします。なお、監査役の基本報酬は、役割及び独立性の観点で報酬額を決定しています。

c.報酬の決定方法

取締役及び監査役の個人別基本報酬は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、取締役は 取締役会が代表取締役社長に一任して、監査役は監査役の協議により決定しております。 また、役員退職慰労金は、「役員退職慰労金に関する内規」に従い、取締役は取締役会が、監査 役は監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

監査役上田淳史氏は、岩田合同法律事務所のパートナー弁護士を兼職しておりますが、当社は岩田合同法律事務所との間に特別な関係はありません。

監査役佐藤誠一氏は、株式会社サンエー化研の監査役を兼職しており、当社は株式会社サンエー 化研との間に製品販売等の取引関係があります。

②当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

区分	取締役会(15回開催)	監査役会(5回開催)		
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	
監査役 上田淳史	15回 100%		5 🛮	100%	
	取締役会(12回開催)				
	取締役会(12回開催)	監査役会(3 回開催)	
区分	取締役会(出席回数	12回開催) 出席率	監査役会(出席回数	3回開催) 出席率	

佐藤誠一氏は令和2年6月開催の定時株主総会で新たに選任されたため、6月以降に開催された取締役会・監査役会への出席状況を記載しております。

b. 取締役会及び監査役会における発言状況

監査役上田淳史氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。

監査役佐藤誠一氏は、プラスチック複合加工製品メーカーにおける豊富な知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の観点において、意見表明を行っております。

また、監査役会においても、監査役上田淳史氏は、弁護士としての専門的見地から、監査役佐藤誠一氏は、当業界における豊富な経験から、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る報酬等の額	29
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	29

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を 区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2.海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
 - 3.監査役会は、会計監査人の報酬等について会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等を 検討した結果、妥当と認め、会社法第399条第1項の同意をしております。

(3)非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社において、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人の解任を決定いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法及び公序良俗に照らして、不適当と認められると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

- (1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - ①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a.当社は、法令を遵守し社会規範に沿った行動をとることを職務遂行における最優先課題と位置付ける こととする。
 - b.代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、内部統制の目的の一つである法令遵守を重点 項目として指導の徹底を図る。
 - c.社長の直属の機関として監査部を置き、各業務が法令や規程に従って遂行されているかを監査し、その 結果を社長に報告することとする。
 - d.監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行が法令及び定款に適合しているかの監査を行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a.重要文書の保存・管理等については「文書管理規程」に基づいて行う。
- b.株主総会及び取締役会の議事録、決算書類等の法令により定められた文書は所定の所轄部門で保管・ 管理され、適切な情報管理及び開示体制を構築する。
- c.その他、稟議書等の取締役の職務執行・意思決定に係る情報は、所定の管理責任者が保管・管理し、監査 役は定期的にこれらの整備運用状況を監査することとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a.職務遂行に伴うリスクの管理については、職務の分野別に規程・細則等を定め、リスク管理のための方針・手続・要領等を示しその周知徹底を図る。
- b.経営上の問題については、内部統制委員会等の諸機関において協議・監督指導を行い、個別案件では職務権限に応じて稟議制度等に基づき適正に適用し、最も重要な項目は取締役会の意思決定により対応する。
- c.監査役及び監査部は、独立した機関及び組織として全社的・定期的にリスク管理の状況を監査しリスクの予防に努め、所定の手続によりリスクの統制を図る。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a.取締役会は、経営方針等の決定及び取締役の業務執行の監督を行うことにより、会社経営の効率性・健全性を図る。
- b.取締役は、取締役会で決定された委嘱業務について、担当する組織の運営・業務遂行状況を監視し、目標に向けた適切な指導を行う。
- C.取締役会は、業務統制を図るため営業統括・管理統括を組織し、「取締役会規程」「職務権限規程」等による諸手続や指示・報告体制の遵守を義務付け、その職務遂行の迅速性を図る。
- d.内部統制委員会の定期的な開催により、取締役・従業員の職務遂行が法令・規程等を遵守したものとなっているか、効率的・円滑に遂行されているかを審議し、問題点の改善等適切な指導を行うこととする。
- e.監査役及び監査部は、取締役・従業員の職務が適正かつ効率的に行われているかを定期的に監査する こととする。

⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a.企業集団の内部統制については、「関係会社管理規程」に従い連携・指導関係を明確にし、会計基準の統一化等経理業務を中心とした指導により業務の適正化を図る。
- b.代表取締役を長とする「関係会社会議」を定例的に開催し、各社の経営・業績状況を把握し、連結財務報告の信頼性を確保するための指導を行うこととする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a.監査役に補助使用人を置き、会社は補助使用人の選定及び地位の独立性等について監査役と十分協議し、監査役監査が適法かつ適正・円滑に行われるよう努めることとする。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - a.監査役は取締役会等重要な会議に出席し、要請により他の会議に随時出席することとする。
 - b.代表取締役と監査役は定期的な会合をもち、内部統制の状況等について報告・協議を行うこととする。
 - c.業務執行に関する重要な文書を監査役に回付するほか、必要に応じ役職員が監査役に対し報告・説明を 行うこととする。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a.監査役4名のうち2名は社外役員であり、経営面・法務面等多角的な視点から監査・助言を行うこととする。
- b.監査部は監査役と緊密な連携を保ち、内部監査の計画及び結果について監査役に報告し、効率的な監査 役監査に資することとする。
- c.会計監査人は監査役と定期的な会合をもち、会計監査人の監査活動の状況及び結果を報告し、随時情報 交換を行うこととする。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な配当政策を行うため、取締役会の決議により剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めております。

剰余金の配当等につきましては、企業価値の最大化を念頭に、健全な財務体質の維持及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しつつ、収益状況に応じた利益還元を行うことを基本方針としており、単年度の業績に左右されない安定した配当を継続する方針であります。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、令和3年5月25日開催の取締役会において、1株当たり5円と決定させていただきました。(効力発生日:令和3年6月21日) この結果、当期の年間配当金は、中間配当金5円とあわせ、1株当たり10円となります。

連結貸借対照表

科目	第161期 令和3年3月31日現在	(ご参考)第160期 令和2年3月31日現在
資産の部		
流動資産	97,328	99,550
現金及び預金	10,151	10,147
受取手形及び売掛金	64,470	66,376
電子記録債権	12,499	15,802
有価証券	3,500	_
たな卸資産	6,486	7,411
その他流動資産	455	442
貸倒引当金	△236	△629
固定資産	51,919	47,935
有形固定資産	21,957	21,795
建物及び構築物	10,854	10,784
機械装置及び運搬具	555	183
土地	9,991	10,119
リース資産	452	480
その他有形固定資産	102	227
無形固定資産	555	349
借地権	82	82
ソフトウェア	235	197
リース資産	15	28
その他無形固定資産	221	41
投資その他の資産	29,406	25,791
投資有価証券	26,979	23,689
長期貸付金	341	510
退職給付に係る資産	1,709	1,358
その他投資等	1,924	1,995
貸倒引当金	△1,548	△1,763
繰延資産	1	5
社債発行費	1	5
資産合計	149,248	147,492

科目	第161期 令和3年3月31日現在	(ご参考)第160期 令和2年3月31日現在
負債の部		
流動負債	73,293	75,881
支払手形及び買掛金	65,803	68,997
短期借入金	4,173	3,626
1年内償還予定の社債	500	_
賞与引当金	476	521
その他流動負債	2,340	2,736
固定負債	10,388	10,892
社債	_	500
長期借入金	3,116	4,242
リース債務	222	241
繰延税金負債	4,432	3,605
役員退職引当金	180	207
退職給付に係る負債	22	24
関係会社事業損失引当金	413	44
その他固定負債	2,000	2,026
負債合計	83,682	86,773
純資産の部		
株主資本	57,592	55,084
資本金	3,228	3,228
資本剰余金	1,853	1,857
利益剰余金	53,987	51,474
自己株式	△1,476	△1,475
その他の包括利益累計額	7,910	5,569
その他有価証券評価差額金	7,739	5,542
繰延ヘッジ損益	△1	△0
為替換算調整勘定	159	151
退職給付に係る調整累計額	13	△123
非支配株主持分	63	64
純資産合計	65,566	60,718
負債及び純資産合計	149,248	147,492

連結損益計算書

		(+12.11)
科目	第161期 自 令和 2 年4月 1 日 至 令和 3 年3月31日	(ご参考)第160期 自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日
売上高	230,406	256,659
売上原価	216,594	241,201
売上総利益	13,811	15,457
販売費及び一般管理費	9,624	10,599
営業利益	4,187	4,857
営業外収益	830	699
受取利息	14	14
受取配当金	571	541
その他	245	143
営業外費用	171	262
支払利息	77	109
その他	93	152
経常利益	4,846	5,294
特別利益	423	132
固定資産売却益	1	2
投資有価証券売却益	19	129
貸倒引当金戻入額	371	_
その他	31	0
特別損失	647	78
固定資産売却損	_	4
固定資産除却損	5	49
減損損失	127	_
投資有価証券評価損	154	0
関係会社事業損失引当金繰入額	356	_
その他	2	23
税金等調整前当期純利益	4,621	5,349
法人税、住民税及び事業税	1,326	1,646
法人税等調整額	19	63
当期純利益	3,276	3,638
非支配株主に帰属する当期純利益	1	4
親会社株主に帰属する当期純利益	3,275	3,634

連結株主資本等変動計算書 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

		株	主	本		
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	3,228	1,857	51,474	△1,475	55,084	
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△761		△761	
親会社株主に帰属する当期純利益			3,275		3,275	
連結範囲の変動			△1		△1	
自己株式の取得				△1	△1	
自己株式の処分				0	0	
連結子会社株式の取得による 持分の増減		△3			△3	
株主資本以外の項目の 連結会計年度の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	_	△3	2,512	△1	2,507	
当期末残高	3,228	1,853	53,987	△1,476	57,592	

		そのか		非支配	純資産合計		
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	株主持分	
当期首残高	5,542	△0	151	△123	5,569	64	60,718
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△761
親会社株主に帰属する当期純利益							3,275
連結範囲の変動							△1
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							0
連結子会社株式の取得による 持分の増減						△4	△8
株主資本以外の項目の 連結会計年度の変動額(純額)	2,196	△0	8	137	2,341	3	2,344
連結会計年度中の変動額合計	2,196	△0	8	137	2,341	△1	4,847
当期末残高	7,739	△1	159	13	7,910	63	65,566

(単位:百万円)

貸借対照表

科目	第161期 令和3年3月31日現在	(ご参考)第160期 今和2年3月31日現在
資産の部		
流動資産	92,614	94,806
現金及び預金	7,822	7,802
受取手形	10,116	13,639
電子記録債権	16,576	16,008
売掛金	48,879	51,675
有価証券	3,500	_
商品	5,967	6,575
短期貸付金	679	419
その他流動資産	253	220
貸倒引当金	△1,181	△1,535
固定資産	49,441	45,964
有形固定資産	21,012	21,237
建物及び構築物	10,294	10,206
土地	10,182	10,384
リース資産	357	386
その他有形固定資産	178	260
無形固定資産	328	281
ソフトウェア	207	160
その他無形固定資産	121	120
投資その他の資産	28,099	24,444
投資有価証券	25,342	21,917
関係会社株式	339	589
出資金	53	50
関係会社出資金	75	75
長期貸付金	705	560
長期営業債権	71	61
前払年金費用	1,689	1,536
その他投資等	260	297
貸倒引当金	△438	△643
繰延資産	1	5
社債発行費	1	5
資産合計	142,057	140,776

		(単位・日月日/
科目	第161期	(ご参考)第160期
	令和3年3月31日現在	令和2年3月31日現在
負債の部		
流動負債	70,657	73,151
支払手形	6,369	6,946
買掛金	56,851	59,404
短期借入金	4,438	3,902
1年内償還予定の社債	500	
未払金	640	689
未払法人税等	769	999
リース債務	85	135
賞与引当金	392	436
その他流動負債	610	637
固定負債	10,115	10,696
社債	_	500
長期借入金	2,630	3.830
リース債務	153	161
繰延税金負債	4,453	3,681
役員退職引当金	165	174
長期預り保証金	1,949	1,950
関係会社事業損失引当金	734	333
その他固定負債	28	65
負債合計	80,772	83,848
純資産の部		
株主資本	53,834	51,616
資本金	3,228	3,228
資本剰余金	1,848	1,848
資本準備金	1,848	1,848
利益剰余金	50,234	48,015
利益準備金	809	809
その他利益剰余金	49,424	47,205
退職積立金	520	520
配当準備積立金	660	660
固定資産圧縮積立金	4,818	4,862
固定資産圧縮特別勘定積立金	_	35
別途積立金	23,350	23,350
繰越利益剰余金	20,076	17,777
自己株式	△1,476	△1,475
評価・換算差額等	7,450	5,311
その他有価証券評価差額金	7,451	5,311
繰延ヘッジ損益	△1	△0
純資産合計	61,284	56,927
負債及び純資産合計	142,057	140,776

損益計算書

科目	第161期 自 令和 2 年4月 1 日 至 令和 3 年3月31日	(ご参考)第160期 自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日
± L 🛱		
売上高	223,001	249,608
商品売上高	220,389	247,027
賃貸料収入	2,548	2,516
その他の営業収入	62	63
売上原価 	209,520	234,535
商品売上原価	208,261	233,400
賃貸料原価	1,258	1,135
売上総利益	13,481	15,072
販売費及び一般管理費	9,420	10,252
営業利益	4,061	4,819
営業外収益	711	654
受取利息	23	19
受取配当金	584	551
その他	103	83
営業外費用	157	252
支払利息	69	96
社債利息	1	5
その他	86	151
経常利益	4,615	5,221
特別利益	493	129
固定資産売却益	_	0
投資有価証券売却益	19	129
子会社清算益	103	_
貸倒引当金戻入額	371	_
その他	0	0
特別損失	814	67
固定資産除却損	5	49
減損損失	201	_
関係会社株式評価損	247	_
関係会社事業損失引当金繰入額	356	_
その他	2	17
税引前当期純利益	4,294	5,284
法人税、住民税及び事業税	1,305	1,613
法人税等調整額	9	69
当期純利益	2,980	3,601

株主資本等変動計算書 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本									
		資本剰余金 利益剰余金								
		資本準備金				その他利	益剰余金			
	資本金		 	退職積立金	配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	固定資産圧縮 特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,228	1,848	809	520	660	4,862	35	23,350	17,777	48,015
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△761	△761
固定資産圧縮積立金積立額						35			△35	_
固定資産圧縮積立金取崩額						△79			79	_
固定資産圧縮特別勘定積立金取崩額							△35		35	_
当期純利益									2,980	2,980
自己株式の取得										
自己株式の処分										
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	_	_	_	_	_	△44	△35	_	2,298	2,218
当期末残高	3,228	1,848	809	520	660	4,818	_	23,350	20,076	50,234

	株主	資 本	評価・換算差額等			
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	△1,475	51,616	5,311	△0	5,311	56,927
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△761				△761
固定資産圧縮積立金積立額		_				_
固定資産圧縮積立金取崩額		_				_
固定資産圧縮特別勘定積立金取崩額		_				_
当期純利益		2,980				2,980
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			2,139	△0	2,138	2,138
事業年度中の変動額合計	△1	2,217	2,139	△0	2,138	4,356
当期末残高	△1,476	53,834	7,451	△1	7,450	61,284

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

新生紙パルプ商事株式会社 取締役会 御中

令和3年5月18日

東原監査法人東京事務所

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新生紙パルプ商事株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生紙パルプ商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 精りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

新生紙パルプ商事株式会社 取締役会 御中 令和3年5月18日

東陽監査法人 東京事務所

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新生紙パルプ商事株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算 書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、 重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内 部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不 確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する 計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求 められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事 象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに 計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

「会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第161期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部をはじめその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、常務会等、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、東陽監査法人からも、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月20日

新牛紙パルプ商事株式会社 監査役会

常勤監査役 宮 本 貞 彦 印 常勤監査役 菊 地 昌 文 印 社外監査役 上 田 淳 史 印

誠

社外監査役 佐 藤

以上

(ED)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 自己株式取得の件

会社法第156条及び第160条の規定に基づき、本総会終結の時から1年以内に、下記株主からの 買取依頼に対応するため、当社普通株式1,000千株、取得価格の総額420百万円を限度として取得 することといたしたいと存じます。

なお、本件に関し会社法第160条第2項及び第3項の規定に基づき、他の株主から本総会開催日の5日前までに書面をもって売主として追加の申し出があったときは、上記株数、取得価格の範囲内においてその株主からの取得も追加するものといたしたいと存じます。

		株主名		
細野徳治	河 村 修 良	菅 野 浩 安	戸田絹江	落 合 政 嘉
田 中 成	椎 野 誠 一	森 —	石 原 明	町田彰信

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役1名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏名 (生年月日)	略 歴 当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	かとう やす じゅう 加藤 康次郎 (1952年7月3日生)	1977年 4 月 株式会社岡本入社 2001年 5 月 同社第四営業本部段ボール部長 2005年10月 当社東京本店パッケージ事業部段ボール部長 2009年 4 月 当社東京本店パッケージ事業部副事業部長 2010年 6 月 当社執行役員東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 2011年 6 月 当社取締役東京本店パッケージ担当 2012年 4 月 当社取締役東京本店パッケージ担当 2013年 4 月 当社取締役東京本店馬三ペーパー事業部長兼 営業統括本部印刷担当 2013年 4 月 当社取締役常務執行役員東京本店長 2014年 4 月 当社取締役常務執行役員東京本店長 2015年 4 月 当社取締役常務執行役員党業統括本部長 2015年 4 月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長 3018年 4 月 当社代表取締役社長	75,000株
2	きんぺい えっ ぉ 三瓶 悦男 (1958年12月20日生)	1981年 4 月 株式会社岡本入社 2005年 5 月 同社第一営業本部出版用紙四部担当部長 2005年10月 当社東京本店第三ペーパー事業部出版用紙四部付部長 2006年 4 月 当社東京本店第三ペーパー事業部出版用紙三部長 2011年 6 月 当社執行役員東京本店第二ペーパー事業部長 2012年 4 月 当社執行役員東京本店第二ペーパー事業部長 2014年 6 月 当社取締役執行役員東京本店第二ペーパー事業部長 2016年 4 月 当社取締役執行役員東京本店事業部管掌役員 2016年 6 月 当社取締役常務執行役員東京本店事業部管掌役員 2018年 4 月 当社取締役常務執行役員大阪支店長 当社取締役常務執行役員大阪支店長 当社取締役専務執行役員大阪支店長 明在に至る	56,220株
3	にしまか こう じ 西岡 宏侍 (1959年2月19日生)	1982年 4 月 当社入社 2004年 4 月 当社東京本店パッケージ事業部板紙部長 2009年 4 月 当社東京本店パッケージ事業部包装用紙部長 2011年 6 月 当社執行役員東京本店情報機能材事業部長兼営業統括本部情報機能材担当 2014年 6 月 当社取締役執行役員東京本店情報機能材事業部長兼営業統括本部情報機能材担当 2015年 4 月 当社取締役執行役員東京本店パッケージ事業部長兼営業統括本部パッケージ担当 2016年 4 月 当社取締役執行役員東京本店事業部管掌役員2016年 6 月 当社取締役役執行役員東京本店事業部管掌役員2018年 4 月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長2020年 4 月 当社取締役等務執行役員東京本店長現在に至る	53,250株

候補者番 号	氏名 (生年月日)	略 歴 当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	すずき あっひこ 鈴木 厚彦 (1956年2月11日生)	1980年 4 月 当社入社 2004年 4 月 当社仙台支店化成品部長 2009年 4 月 当社東京本店化成品事業部化成品部長 2011年 6 月 当社執行役員仙台支店長 2017年 4 月 当社執行役員東京本店化成品事業部長兼 営業統括本部化成品担当 2017年 6 月 当社取締役執行役員東京本店事業部管掌役員 2018年 4 月 当社取締役執行役員東京本店化成品事業部長兼 営業統括本部化成品担当 当社取締役常務執行役員東京本店化成品事業部長兼 営業統括本部化成品担当 明在に至る	48,000株
5	まお き たけし 大木 猛 (1959年7月16日生)	1983年 4月 当社入社 2007年 4月 当社東京本店第一ペーパー事業部第一事業部卸商一部長 2011年 4月 当社東京本店第一ペーパー事業部板紙部長 2015年 4月 当社東京本店第一ペーパー事業部長 2016年 4月 当社執行役員東京本店第一ペーパー事業部長 2020年 4月 当社執行役員東京本店第三ペーパー事業部長 当社上席執行役員東京本店第三ペーパー事業部長 当社上席執行役員東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 当社取締役上席執行役員東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 当社取締役常務執行役員東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 明在に至る	31,000株
6	とばのほる 鳥羽 登 (1963年8月7日生)	1986年 4 月 株式会社岡本入社 2010年 4 月 当社東京本店第二ペーパー事業部出版用紙部三部長 2016年 4 月 当社東京本店第二ペーパー事業部長 2017年 4 月 当社執行役員東京本店第二ペーパー事業部長 2020年 4 月 当社上席執行役員東京本店第二ペーパー事業部長兼営業統括本部印刷担当 3020年 6 月 当社取締役上席執行役員東京本店第二ペーパー事業部長兼営業統括本部印刷担当現在に至る	25,220株
7	レげ た えい じ 重田 栄治 (1965年3月15日生)	1987年 4月 当社入社 2009年 4月 当社管理統括本部経理本部財務部長 2015年 4月 当社管理統括本部付部長(財務部・管理部担当) 2016年 4月 当社管理統括本部財務本部長兼財務本部財務部長 2019年 4月 当社管理統括本部総務本部長兼財務本部財務部長 2020年 4月 当社執行役員管理統括本部総務本部長兼財務本部長 2021年 4月 当社上席執行役員管理統括本部長兼管理統括本部総務本部長 現在に至る	10,200株
8	うえだ あっし 上田 淳史 (1972年4月2日生)	1998年 4 月 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) 岩田合同法律事務所入所 2007年 1 月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2010年 1 月 岩田合同法律事務所パートナー 2017年 6 月 当社監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。 2. 上田淳史氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由と期待される役割

上田淳史氏は、2017年6月より4年間の社外監査役在任期間中、弁護士としての専門知識と経験をもとに、客観的立場から当社の経営を監視していただきました。同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、法律の専門家として、当社取締役会において独立した立場で経営に関与していただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役菊地昌文氏は辞任により退任され、監査役上田淳史氏は任期満了により退任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	いのうえ ま き お 井上 眞樹夫 (1965年1月15日生)	1993年11月 株式会社岡本入社 2015年 6 月 当社監査部長 現在に至る	2,220株
2	もちづき けん た ろう 望月 健太郎 (1958年9月12日生)	1981年 4 月 全国農業協同組合連合会(全農)入会 2014年 2 月 全農・本所・グループ会社統括部長 2014年 4 月 JA全農ミートフーズ株式会社監査役(非常勤) 2014年 4 月 株式会社えひめ飲料監査役(非常勤) 2016年 4 月 昭和パックス株式会社出向 農産統括部専任部長 2017年 4 月 昭和パックス株式会社人社 農産統括部専任部長 2017年 6 月 同社執行役員農産統括部長兼農産部長 2020年 3 月 同社執行役員営業本部長補佐 2020年 6 月 同社常勤監査役 現在に至る	O株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 望月健太郎氏は、社外監査役候補者であります。

同氏は、企業経営における長年の実務経験や見識等を生かした専門的見地から監査役としての役割を果たしていただけるものと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名	略歴、当社における地位	所有する
(生年月日)	(重要な兼職の状況)	当社の株式数
まま み たけし 近江 剛 (1962年7月24日生)	1985年4月 株式会社北海道拓殖銀行入行 2012年4月 株式会社サンエー化研入社 2013年9月 同社長鼎電子材料(蘇州)有限公司董事長 2017年4月 同社経理部長 2018年6月 同社執行役員管理本部長兼経理部長 2021年2月 同社執行役員管理本部長兼経理部長兼経営企画室長 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 近江剛氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

同氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、株式会社サンエー化研における実務経験 や見識等を生かした専門的見地から監査役としての役割を果たしていただけるものと考え、補欠の社外監査役として選任を お願いするものであります。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます並川貞行氏及び本総会終結の時をもって辞任により監査役を退任されます菊地昌文氏並びに任期満了により監査役を退任されます上田淳史氏に対し、退任取締役に関しては当社の業績及び企業価値の向上、退任監査役に関しては当社経営に対する監視と監査活動に尽力したため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
並川 貞行	2017年6月当社取締役執行役員2018年6月当社取締役常務執行役員現在に至る
まく き まさふみ	2015年 6 月 当社監査役
菊地 昌文	現在に至る
うえ だ あっ し	2017年 6 月 当社監査役
上田 淳史	現在に至る

第6号議案 取締役の報酬限度額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月28日開催の第146回定時株主総会において、「使用人兼取締役の使用人分の給与を含まないで年額5億円以内」としてご承認をいただき今日に至っておりますが、取締役の員数が当時より大幅に減少しており、また、経営環境の変化等を勘案して、取締役の報酬額を年額3億円以内に改定することといたしたいと存じます。

取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は、これに含まないものといたします。

なお、現在の当社取締役は7名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は8名(うち社外取締役1名)となります。

以上



<×	Ŧ	
•••••	••••	
•••••	• • • • •	
•••••	• • • • •	
•••••	• • • • •	
•••••	• • • • •	
•••••	• • • • •	
•••••	• • • • •	
•••••	• • • • •	
•••••	• • • • •	
•••••	• • • • •	
•••••	• • • • •	
•••••	• • • • •	
•••••	• • • • •	
•••••	• • • • •	
•••••	• • • • •	
•••••		

株主総会会場ご案内図

会 場

東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル ベルサール神田 3階会議室

203-5281-3053



交通の ご案内 JR

神田駅 出口(西口、北口) 御茶ノ水駅 出口(聖橋口)

●地下鉄

東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 出口[B6・A4・A2]

東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 出口(B6・B7)

都営地下鉄新宿線 小川町駅 出口 [B6・B7]

東京メトロ銀座線 神田駅 出口[5]